

不当判決弾劾！

3月29日、東京地裁 527 号法廷において成田地本委員長がボーナスカット撤回を求めた「本人訴訟裁判」の判決の言い渡しがありました。

平成26年12月に労働審判の申し立てから始まったこの闘いは、東京地裁での6回の口頭弁論・結審を経て今日に至りました。裁判長の口から出た言葉は「原告の請求を棄却する」という不当判決でした。

裁判そのものは敗訴でしたが、この裁判の闘いを『成田地本委員長ひとりの闘いとせず、全組合員が一体となって』闘ってきました。「ボーナスを減らす側は、きちんと立証責任がある」と裁判所は言っていましたが、何らしらない無責任な思いやりの無い会社です。『全てが管理者からの一方的な報告であり客観的な証拠は何一つない！』などのボーナスカットの不当性を暴きだしてきたのです。



これまでの私たちの闘いが『ボーナスカット者ゼロ』とさせたのです。今後も、これまでの25年間積み重ねてきた闘いを継続させ、さらに広めていきましょう！

最先頭で闘った成田地委員長とその闘いを職場から支えて奮闘してきた組合員・OBの皆さん、大変お疲れ様でした！

これからも、声を出して皆で闘っていきましょう！